

瀬戸市告示第 28 号

令和 2 年瀬戸市告示第 42 号（瀬戸市下水道事業の総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

瀬戸市長 川本 雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条の 3 第 4 項の規定に基づき、瀬戸市下水道事業の総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定した。	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条の 4 第 4 項の規定に基づき、瀬戸市下水道事業の総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定した。
<省略>	<省略>